

運 営 規 程

介護老人保健施設
(短期入所療養介護)

医療法人 陽成会

介護老人保健施設ヒロセ

介護老人保健施設ヒロセ 運営規程 (短期入所療養介護)

第1章 主旨

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人陽成会(以下「本会」という。)が開設する介護老人保健施設ヒロセ(以下「当施設」という。)が行う指定短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の主旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当施設は、相手を思いやる「和」の心と、利用者に「誠意」をもって接して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

- 2 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- 3 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 6 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が快適に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者又はその代理人の同意を得て実施するよう努める。
- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了解を得ることとする。
- 9 当施設は、短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるようにする。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設ヒロセ
- (2) 所在地 今治市国分7丁目4番1号
- (3) 開設年月日 平成10年7月9日
- (4) 電話番号 0898-47-5200 FAX番号0898-47-5085
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780450)

第3章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。人員基準の範囲内であれば、基準を下回らない範囲において増減できる。

- (1) 管理者(施設長、医師) 1名

(2)	医師	1名
(3)	看護職員	8名以上
(4)	介護職員	23名以上
(5)	理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士	3名以上
(6)	薬剤師	1名以上
(7)	介護支援専門員	2名以上
(8)	支援相談員	2名
(9)	事務長	1名
(10)	事務員	2名
(11)	栄養士	1名
(12)	歯科衛生士	1名
(13)	その他	若干名

※員数の定員は厚生省令人員に関する基準を下回らないものとする。なお必要があれば増員することができる。

(職務内容)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は老人保健法、その他関係法令の規定に従い職員を指導監督し、当施設の運営管理にあたりるとともに、入所者等の疾病の治療、保健衛生管理および職員の保健衛生に関する技術指導に従事する。また、関係機関及び地域社会等との連絡調整にも従事する。
- (2) 医師は入所者（以下「入所者等」という。）の病状を把握し、適切な診療に努めるとともに、保健衛生、入所者のケアプランの検討と実施に関する業務に従事する。
- (3) 薬剤師は医師の指示による薬剤の処方、薬歴管理、服薬指導及び薬剤保管状況の確認等に従事する。
- (4) 看護職員及び介護職員は、入所者等の病状、心身の状態等に応じ適切な看護、介護を行うとともに医師の指示により入所者等の保健衛生に関する業務補助、入所者のケアプランの検討と実施に関する業務に従事する。
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示により入所者等の心身の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的な機能回復に関する業務、入所者のケアプランの検討と実施に関する業務に従事する。
- (6) 介護支援専門員は、次に挙げる業務に従事する。
 - ・ 介護保険における基本調査等の実施に関すること
 - ・ 入所者の問題点、解決すべき課題の把握に関すること
 - ・ 施設サービス計画の作成に関すること
 - ・ 施設サービス計画の実施状況の把握、変更に関すること
 - ・ その他
- (7) 支援相談員は、入所者等に対して次に挙げる支援相談に従事する。
 - ・ 入所者及び家族等の処遇上の支援相談
 - ・ 入所者のケアプランの検討と実施に関すること
 - ・ 生活行動プログラムの作成
 - ・ レクリエーション等の計画指導
 - ・ 市町村との連携
 - ・ ボランティアの指導
 - ・ 入退所に関する業務
 - ・ その他
- (8) 事務長は施設長の命を受け当施設の運営管理に従事するとともに事務を掌理する。
- (9) 事務員は、事務長を補佐し、受付、窓口業務全般、施設利用料の会計処理、庶務的、経理的事務に従事する。施設長の職務である関係機関や地域社会等連絡調整を補佐する。
- (10) 栄養士は、次に挙げる業務に従事する。
 - ・ 医師の指示による入所者の栄養摂取量の調節及び栄養指導に関すること
 - ・ 栄養管理・栄養状態の管理に関すること
 - ・ 給食献立表の作成及び調理実務指導に関すること
 - ・ 給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関すること

- ・ 給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関すること
- ・ 調理室及び食品、器具什器類の保全と衛生管理に関すること
- ・ 給食内容等の記録作成に関すること
- ・ 入所者の食事摂取状況の点検記録と趣好調査の計画実施に関すること
- ・ 給食員への保健衛生の指導に関すること
- ・ 入所者のケアプランの検討と実施に関すること
- ・ その他

(11) 職員は、職務上知り得た入所者等のプライバシーに関しての守秘義務を持つ。

(職員の質の確保)

第7条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第4章 サービスの内容及び利用料その他費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 当施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供と援助)

第9条 当施設は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、一時的に入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室においてサービスの提供を行うものとする。

2 当施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(定員の遵守)

第10条 当施設は、次に掲げる利用者以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護施設にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(受給資格等の確認)

第11条 当施設は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 当施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 当施設は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 当施設は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 当施設は、指定短期入所療養施設の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第14条 当施設は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作

成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第15条 当施設は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第16条 当施設は、提供した指定短期入所療養介護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではないものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 当施設は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(サービスの提供の取扱方針)

第18条 当施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 2 当施設は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 当施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 当施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
- 5 当施設は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護計画の作成)

第19条 当施設の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するものとする。

- 2 当施設の管理者は、介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 第1項の規定による介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

(サービス提供の具体的内容)

第20条 当施設が行うサービス提供の具体的内容は、次のとおりである。

(診療の方針)

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないものとする。

- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないものとする。
- (7) 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないものとする。

(機能訓練)

当施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 当施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。
- (3) 当施設は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- (4) 当施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- (5) 当施設は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (6) 当施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならないものとする。

(食事の提供)

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

(その他サービスの提供)

- (1) 当施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- (2) 当施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第21条 指定短期入所療養介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 当施設は、前項の支払を受ける額のほか、利用料金表に掲載の料金により次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができるものとする。

- (1) 居住費（滞在費）及び食費の提供費用（食材費・調理費）は次の額とする。
 - ・ 居住費（1日） 従来型個室1, 668円 多床室377円
 - ・ 食事の提供費用（1日） 1, 445円

但し、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となる。

- (2) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 日常生活費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費 実費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 当施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 当施設は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態

等の程度を増進させたと認められるとき

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第24条 通常の事業の実施地域は、今治市および西条市とする。但し、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧大西町および旧東予市の区域に限る。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第25条 当施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 当施設は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 当施設の秩序を乱す行為をした者
- (2) 故意にこの規程等に違反した者

第7章 非常災害対策

(緊急時における対応)

第26条 当施設の従業者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応等)

第27条 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第28条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 当施設は、上記に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第8章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第29条 当施設は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、施設ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人陽成会の就業規則による。

3 施設職員は、年1回の健康診断を受診すること。夜勤勤務に従事するものは、年2回受診しなければならない。

4 当施設は、当施設職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第30条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

~~2 当施設は、当施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。~~

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する

とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第31条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情処理)

第33条 当施設は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、提供した指定短期入所療養介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第34条 当施設の従業者は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならないものとする。

2 当施設は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を随時行い、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

3 当施設は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(身体拘束等)

第35条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急時やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急時やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置)

第36条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (1) から (3) の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染対策委員会の強化)

第37条 感染対策委員会を定期的開催して職員へ年2回以上定期的教育実施し感染症防止に努める。又、感染症発症時の訓練を実施する。

(褥瘡対策等)

第38条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 当施設及び当施設の従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示及び広告等)

第40条 当施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 当施設の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分等)

第41条 当施設は、施設ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(地域等との連携)

第42条 指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第43条 当施設は、当該施設の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(記録の整備)

第44条 当施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 当施設は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第45条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第46条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人陽成会介護老人保健施設ヒロセの役員会において定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年 4月 1日から実施する。
この規程は平成17年 1月16日から実施する。
この規程は平成17年10月 1日から実施する。
この規程は平成23年 9月 1日から実施する。
この規程は平成24年 4月 1日から実施する。
この規程は平成25年 6月 1日から実施する。
この規程は平成26年 4月 1日から実施する。
この規程は平成27年 4月 1日から実施する。
この規程は平成28年 4月 1日から実施する。
この規程は令和 元年 5月 1日から実施する。

この規程は令和 元年 10月 1日から実施する。
この規程は令和 2年 1月 1日から実施する。
この規程は令和 3年 4月 1日から実施する。
この規程は令和 3年 8月 1日から実施する。
この規程は令和 4年 4月 1日から実施する。